



平成 19 年 10 月 4 日

各 位

会社名 株式会社 伊勢丹
代表者名 代表取締役社長執行役員
武藤 信一
(コード番号 8238 東証第 1 部)
問合せ先 総務部広報・IR 担当長
川野辺 浩司
Tel.03-3352-1111 (大代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 10 月 4 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 11 月 20 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成19年11月20日開催予定の臨時株主総会において「株式移転による完全親会社設立の件」(第1号議案)を付議することを予定しております。

上記第 1 号議案が承認され、株式移転が実施されますと、平成 20 年 4 月 1 日(予定)をもって株式移転が行われ、当社の株主は株式移転設立完全親会社である株式会社三越伊勢丹ホールディングスの株主となり、その結果として当社の株主は株式会社三越伊勢丹ホールディングスのみとなります。

そのため、平成 20 年 6 月下旬に開催予定の当社第 123 回定時株主総会日においては当社の株主は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスのみとなりますので、株主構成の実態と株主総会において議決権を行使することのできる株主とを合わせるべきとの観点から、株主総会日現在の株主をその総会における議決権を行使することのできる株主とするため、株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第 13 条(基準日)を削除するとともに、現行定款第 14 条以下の各条項を 1 条ずつ繰り上げます。

ただし、本定款変更は、上記第 1 号議案が承認可決されること、並びに、平成 20 年 3 月 31 日の前日までに上記第 1 号議案にて承認された株式移転計画の効力が失われていないことおよび株式移転が

中止されていないことを条件といたします。

(ご参考)

平成 20 年 3 月期（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、当社定款第 45 条（条数は本定款一部変更後のもの）に従い、平成 20 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、前記平成 20 年 6 月下旬開催予定の当社第 123 回定時株主総会の決議に基づき、行われることとなりますが、当該剰余金配当に関する議案およびその承認につきましては、平成 20 年 3 月末日現在の当社の株主の皆様の利益の保護の観点から、従前と同様の基準により、行うものとしたいたしと存じております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 13 条 (基準日) <u>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿及び実質株主名簿記載又は記録の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>前項及び本定款に別段の定めある場合を除き、必要あるときは、取締役会の決議により、予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u>	(削除)
第 14 条 ～ (省略) 第 48 条	第 13 条 ～ (現行どおり) 第 47 条

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 11 月 20 日 (火) (予定)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 3 月 31 日 (月) (予定)

以 上